

飲酒運転を根絶する好機

2007年9月19日付で、改正道路交通法が施行されました。飲酒・酒気帯び運転をした本人への厳罰化に加えて、車や酒を提供した者、同乗者への罰則を初めて定めたのが特徴です。改正の概略を以下にまとめました。飲酒運転を根絶する好機ですので、店のスタッフ全員で再確認をしていただくようお願いいたします。

道交法改正のポイント

カッコ内の数字は従来の罰則、太字は新設項目

(1) 運転者本人への罰則

- ①酒酔い運転 懲役5年(←3年)以下か罰金100万円(←50万円)以下
- ②酒気帯び運転 懲役3年(←1年)以下か罰金50万円(←30万円)以下
- ③飲酒検知拒否 懲役**3月**以下か罰金50万円(←30万円)以下

(2) 周囲の者への罰則

①飲酒運転者への車両の提供 <結果別>

- ・酒酔い運転 懲役5年以下か罰金100万円以下
- ・酒気帯び運転 懲役3年以下か罰金50万円以下

②飲酒運転者への酒類の提供 < " >

- ・酒酔い運転 懲役3年以下か罰金50万円以下
- ・酒気帯び運転 懲役2年以下か罰金30万円以下

③自ら求めて同乗

- ・酒に酔っているのを承知で乗った場合 →懲役3年以下か罰金50万円以下
- ・酒気を帯びているのを承知で乗った場合→懲役2年以下か罰金30万円以下

飲酒運転をなくす一策として、グループの中で酒を飲まず、仲間を送り届ける人を決める「ハンドルキーパー運動」が提唱されています。詳しくは、全日本交通安全協会のホームページ(<http://www.jtsa.or.jp/>)をご覧ください。